

## とも家事パートナー企業連携促進業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する「とも家事パートナー企業連携促進業務委託」を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

とも家事パートナー企業連携促進業務委託

### 2 事業の目的

仕事と家庭の両立のためには、家事・育児負担の軽減が不可欠であるが、そのための外部サービスの利用は進んでいない。その理由として、心理的・経済的ハードルがあることや存在が知られていない場合もあることから、「とも家事※1」に係る外部サービスを「とも家事パートナー企業※2」と連携・協力して、広く県民に周知し利用を後押しすることで、仕事と家庭の両立・子育て支援を推進する。

#### ※1 「とも家事」の定義

みんなで家事をシェアすること。「みんな」にはパートナーや家族だけでなく、お惣菜やミールキットなどの時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含まれ、みんなで家事をシェアすることで、「家事分担」（一方に偏った家事負担の軽減）と「家事時間削減」を目指す。

#### ※2 「とも家事パートナー企業」の定義

とも家事の趣旨に賛同し、県と連携・協力し、とも家事の普及を図るため具体的な取組を実施する企業又は団体等のこと。

#### 【具体的な取組例】

- ・とも家事普及に向けた周知協力（広告での周知、店内掲示、特設コーナー設置、アプリ掲載、店内動画放送、ネット媒体での情報発信 など）
- ・家事代行サービス事業、食材等宅配サービス事業等の利用割引・利用促進キャンペーン
- ・お惣菜、弁当、時短食材、冷凍食品、店内飲食、便利家電等の割引販売 等

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) とも家事パートナー企業との調整、掘り起こし及び情報発信

ア 令和5年度に実施したとも家事啓発イベントにおける協力企業について、とも家事パートナー企業として引き続き協力を得られるよう調整する。

イ とも家事パートナー企業の新規開拓を行う。

- ・新規開拓については訪問等により趣旨を説明した上で、協力を得ること。また、申込書等を記

載してもらおう等により協力を得たことを書面で残すこと。

- ・とも家事パートナー企業の新規開拓は、企業数及び店舗数の合計（アの企業及び店舗は除く）で100社（又は店舗）程度を目標とする。
- ・その他詳細については、甲乙協議の上決定する。

ウ とも家事パートナー企業（協力店舗含む）の名称及び、同企業が実施するとも家事の普及を後押しする割引キャンペーン等の情報を収集し、とちぎの女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」のHPに掲載・周知する。なお、詳細については甲乙が協議の上決定する。

エ アの調整及びイの新規開拓の際は、毎月第3週を「とも家事応援ウィーク」とする旨説明し、当該期間を念頭に、とも家事の普及に資する取組を集中的に実施するよう呼びかけを行う。

## (2) 「とも家事」の啓発資材の作成及び企業へ提供、貸出しの実施

ア とも家事パートナー企業の活動を支援するため、以下の啓発用資材を作成する。

(ア) のぼり旗用データ及びポスター用データ

- ・ラフ画によりデザイン（案）を提示し、県と協議の上、デザインを決定すること。
- ・原則として別添「ともジカ」又は「とも家事推進ロゴマーク」を使用すること。
- ・データのファイル形式は、AI、SVG、PDFのいずれも作成すること。
- ・各4種類程度作成すること。

(イ) とも家事パートナー企業（店舗用）タペストリー

- ・ラフ画によりデザイン（案）を提示し、県と協議の上、デザインを決定すること。
- ・ともジカを原則として使用すること。
- ・屋内で長期使用に耐えられる素材を使用し、B3サイズで300枚程度作成すること。

(ウ) とも家事推進キャラクター「ともジカ」の着ぐるみ（1体）

①「ともジカ」着ぐるみは、別添「ともジカ」のイラストを基に制作し、付属品とともに納品すること。なお、着ぐるみの仕様は以下のとおりとする。

### 【着ぐるみ】

- ・長時間（1時間～1時間半程度）の着用が可能であり、バッテリーで稼働する送風式のエアを着ぐるみであること。
- ・デザイン、形状を損なうことなく、155cm～175cm程度のスタッフに対応できること。
- ・軽快な動きができること。
- ・軽量化や通気性の確保など、中に入るスタッフへの負担軽減を軽減する構造であること。
- ・中に入るスタッフの視界を確保すること。
- ・外部から中に入るスタッフが見えないようにすること。
- ・外部から覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても、容易に内部の構造や中に入るスタッフが見えないようにすること。
- ・耐久性があること。（屋外を含め通常の動きに耐えられ、型崩れや破損、洗浄による色落ち等ができるだけ発生しないようにすること。また、観客等が触れた際に形状が変わらないようにすること。）

- ・汗などによる匂いが付きにくいなど、防臭効果が高いものにする。
- ・収納、持ち運びが簡易であること。
- ・その他制作するうえでの詳細については、甲乙が協議の上決定する。

#### 【付属品】

- ・送風機用バッテリー 2 個（予備含む）
- ・バッテリー充電器 1 個
- ・着ぐるみ収納ケース 1 個（キャスター付等持ち運びやすいもの）
- ・取扱説明書 1 式
- ・その他必要となるもの 1 式

②着ぐるみの制作前に仕上がり図面、素材サンプルを提出し、甲の確認を受けることとする。また、甲の承認を得てから制作することとする。

③正常な使用状態での破損、故障については、納品から半年間は無償で修理を行うこととする。

④県民の日（6月15日）のイベントで使用予定のため、想定する納期は6月上旬とする。

イ アの(ア)、(イ)を、とも家事パートナー企業へ提供するとともに、アの(ウ)の貸し出しを実施する。

- ・アの(ア)、(イ)の提供状況を毎月県に報告すること。
- ・アの(ウ)の保管は、委託業務期間中は乙が行うこと。
- ・アの(ウ)の貸し出しは、県関係イベントを優先するとともに、手続の詳細については甲乙が協議の上決定する。

ウ アの(ア)、(イ)に関する全ての著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む）が甲に帰属するよう、乙の責任において手続を進める。

### (3) とも家事 PR イベントと連動した PR 活動

「とも家事 PR イベント業務」の受託事業者が実施予定の県民の日とも家事イベント（6月）及びとも家事の日イベント（11月）において、とも家事パートナー企業と連携して、とも家事を普及するための PR 活動を実施する。

- ・PR 活動の企画、企業への参加呼びかけ、参加企業との調整及び運営を行うこと。
- ・県民の日とも家事イベント（6月）における出展希望の企業（3～4社程度）との連絡調整を行うこととし、企業の選定は甲乙が協議の上決定する。
- ・とも家事の日イベント(11月)における参加企業は10社程度確保すること。
- ・PR 活動の実施にあたっては、甲及び「とも家事 PR イベント業務」の受託事業者と調整の上実施すること。（とも家事 PR イベント業務の概要については、<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/documents/siyousyo.pdf> を参照すること。）
- ・その他詳細については甲乙が協議の上決定する。

### (4) 家事・育児の負担軽減に関するサービス概要の周知

とも家事パートナー企業のほか、家事・育児の負担軽減に資するサービス等の情報をとちぎの女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」の HP に掲載・周知する。なお、詳細については甲

乙が協議の上決定する。

## 5 その他

### (1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

### (2) 成果品に関する権利

事業の成果は甲に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

### (3) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

### (4) 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、10 日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書及びアンケート結果報告書を含むものとする。

### (5) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

### (6) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

### (7) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 11 (2029) 年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

### (8) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。